

下記の供給条件を必ずお読みいただいたうえで、お申込みください。

供給条件における重要事項

お客さまが松江市ガス局（以下「ガス局」といいます。）にガスの使用をお申込みいただくにあたり、ガス局がガス事業法に基づきお客さまにご説明し、ご理解いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。

なお、詳細な内容は、一般ガス小売供給約款、簡易ガス小売供給約款及び松江市液化石油ガス販売規定（以下「ガス小売供給約款等」といいます。）に定めており、ガス局の窓口のほか、ガス局ホームページ（<https://www.matsue-citygas.jp/>）に掲示しています。また、ガス小売供給約款等をお求めの方はガス局へご連絡ください。

1. ガスご使用のお申込み及びガス使用契約の成立

- ①ガス使用契約をご希望される方は、あらかじめガス小売供給約款等をご承諾のうえ、ガス局にガス使用のお申込みをしていただきます。お申し込みは、ガス局で受付いたします。
- ②ガスの供給及びご使用に関するご契約（以下「ガス小売供給契約」といいます。）又はガス工事に関するご契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、お客さまからのお申込みを受け、ガス局が承諾したときに成立いたします。ご契約を変更する場合も、同様といたします。

2. ガスの供給開始予定日

供給開始予定日は、原則として以下のとおりとなります。なお、供給開始予定日は、決定次第、お知らせいたします。

＜お引越し（転入）の場合＞
お客さまがご希望された日を基準として、協議することといたします。

3. ガス局が供給するガスの熱量、圧力及び燃焼性

＜供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性＞

1.都市ガス

熱量（メガジュール）		ガス栓の出口における圧力(キロパスカル)		ガスの種類
標準：	46	最低：	44	13A
		最高：	2.5	
		最低：	1.0	

2.簡易ガス

熱量（メガジュール）		ガス栓の出口における圧力(キロパスカル)		ガスの種類
標準：	99	最高：	3.2	い号液化石油ガス
		最低：	2.2	

3.液化石油ガス

熱量（メガジュール）		ガス栓の出口における圧力(キロパスカル)		ガスの種類
標準：	99	最高：	3.3	い号液化石油ガス
		最低：	2.3	

4. ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法など

- ①ガス局はあらかじめ定めた日に毎月1回検針を行います。（この検針を行った日を「定例検針日」といいます。）
- ②ご契約いただくガス料金メニュー等は、ガス局ホームページ掲載のガス小売供給約款等をご覧ください。
- ③ガス料金は、前回検針日から今回検針日までのガスご使用量をガスメーターで検針し、各契約種別の料金表により、基本料金、従量料金の合計額（早収料金）を算定して、それに消費税等相当額を加えた額となります。従量料金は、基準単位料金に、毎月変動する平均原料価格の動向を加味して、その月の単位料金（円/㎡）を決定し、単位料金に使用量を乗じた額となります。
- ④ガス局は、お客さまがご使用になりましたガスご使用量などを、原則として検針票（「ガスご使用量のお知らせ」）でお知らせいたします。
- ⑤都市ガス及び簡易ガスについては、支払義務発生日（納入通知書を発行した日）の翌日から、20日目までにガス料金をお支払いいただく場合は、早収料金となります。20日目を経過した後にガス料金をお支払いいただく場合は、早収料金に3%割増した遅収料金となり、早収料金に消費税等相当額を加えた額と遅収料金に消費税等相当額を加えた額との差額（遅収加算額）が翌月以降のガス料金に加算されます。

5. ガス設備の所有関係について

- ①お客さまの敷地内にある都市ガス及び簡易ガス供給施設（ガス管やガス栓等）は、お客さまの資産です。また、ガスメーター及び敷地外のガス本支管などの供給施設は、ガス局の所有物となります。
- ②お客さまの敷地内等に設置している液化石油ガス設備のうち、「設備所有・保安業務実施者の通知書」に記載してある、当社(店)又はお客さま所有区分に○印を付してある方が所有権を有するものです。
- ③お客さまの敷地内にある供給施設の所有権は、工事費の全額をお支払いいただくまではガス局が留保し、お客さまはガス局の承諾なしにこれらを使用することはできません。

6. 工事費等

- ①お客さま資産になります供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいいます。所要費用に消費税等相当額を加えた金額となります。）は、お客さまにご負担していただきます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客さまのご都合によりご変更又は解除される場合は、これに要した工事費はお客さまにご負担していただきます。
- ②ガスメーターを設置するとき、及びお客さまのお申し込みにより供給管の位置を変えるときは、これらに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた金額となります。）は、お客さまにご負担していただきます。

7. ガス料金等の支払い方法

- ①ガス料金は、「口座振替」、「クレジットカード払い」または、「払込み」のいずれかの方法によって、毎月お支払いいただきます。

- ②支払期限日は、支払義務発生日（納入通知書を発行した日）の翌日から、都市ガス及び簡易ガスは50日目までに、液化石油ガスは20日目までにお支払いいただきます。
- ③都市ガス及び簡易ガス料金における遅収料金のお支払いは、早収料金に消費税等相当額を加えた金額を支払期限日までにお支払いいただき、この金額と遅収料金の差額に消費税等相当額を加えた金額（以下「遅収加算額」という。）を翌月以降にお支払いいただきます。遅収加算額は、翌月以降にガス料金が発生する場合には、翌月以降のガス料金と同時ににお支払いいただきます。
- ④工事費、供給施設の修繕費その他のガス料金以外の代金については、原則、払込みの方法でお支払いいただきます。

8. 保安等に対するお客さまへのお願い

- ①ガス管及びガス栓等、お客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- ②法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任をガス局が負います。お客さまのご承諾を得て、ガス管及び消費機器等について調査し、その調査結果を速やかにご通知いたします。また、調査ができなかった場合等において、ガス局の責に帰すべき事由以外の事由によりお客さまが損害を受けられたときは、ガス局は賠償の責を負いません。なお、調査の際はお客さま等の立会が必要となります。
- ③②の調査について、法令に定める技術上の基準に適合しない旨の通知を受けたときは、適合するように改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- ④保安のため必要な場合には、職員がお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入ることをご承諾していただきます。保安のため必要な場合には、ガス小売供給契約を解除された後であっても、立ち入ることをご承諾いただきます。なお、立ち入る際には、お客さまの求めに応じ、職員は所定の身分証明書を提示いたします。
- ⑤ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス局は報道機関、印刷物等を通じガス事業法令の定める必要な事項を周知いたします。
- ⑥ガス漏れを感知した場合は、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、ガス局にご連絡ください。
- ⑦ガスの供給又はご使用が中断された場合、復旧のためにマイコンメーターの操作をしていただくことがあります。ガスの供給又はご使用の状態が復旧しないときは、上記⑥の場合に準じてガス局にご連絡ください。
- ⑧保安上必要と認める場合には、お客さまの土地又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、また、その際はお客さまに費用をご負担していただくこともあります。場合によってはガスのご使用をお断りすることがあります。
- ⑨お客さまがガス局の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設やガスの圧力等に影響を及ぼす施設を設置することはできません。
- ⑩災害その他の不可抗力による場合、ガス工作物の修理その他工事による保安上必要がある場合等は、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまにガスのご使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。その場合、状況の許す限り、その旨をあらかじめ、適切な方法でお知らせいたします。
- ⑪その他、保安の確保を図るため、ガス小売供給約款等に定める事項を遵守していただきます。

9. お客さまからのお申出によるガス小売供給契約の解除

- ・ガス小売供給契約の解除をご希望されるお客さまは、あらかじめ解除しようとする日（以下「解除日」といいます。）と併せて、ガス局までご連絡ください。

10. ガス局からのガス小売供給契約の解除

- ①お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、ガス小売供給契約をガス局から解除することがあります。また、契約解除をする場合は、解除日の遅くとも15日程度前及び5日程度前に文書等で2回通知いたします。
 - ア.ガス料金の支払期限日を経過してもなお、お支払いいただけない場合
 - イ.ガス小売供給契約以外のご契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金及び料金以外の債務についてお支払いいただけない場合
 - ウ. お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、不正にガスをご使用された場合において、ガス局がその旨を警告しても改めていただけないとき
 - エ. その他ガス小売供給約款等に違反し、その旨を警告しても改めていただけない場合
- ②契約解除前にガスの供給を停止する場合も、上記と同様に2回通知いたします。

11. 各種の手続き・お問合せ

- ①お客さまのガスの需要場所を特定する番号として、「供給地点特定番号」を法律により設定します。「ガスご使用量のお知らせ」（検針票）に記載されている「お客さま番号」を「供給地点特定番号」といたします。
- ②ガス小売供給契約の内容のご変更・解除の手続き、お問合せは、下記までご連絡ください。

＜今後の供給について＞

- ・ガス局は、ガス小売供給約款等を変更することがあります。変更した場合は、あらかじめガス局の窓口のほか、ガス局ホームページに掲示いたします。お客さまのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売供給約款等によりご契約されたものとなりますので、変更をご承諾いただけない場合はご契約を解除することができます。

ガス小売事業者
(名称) 松江市ガス局 (〒690-0038 松江市平成町182番地42)
(ガス小売事業者登録番号) H0007
(連絡先) 電話番号：0852-21-0011 (受付時間) 平日 8:30～17:15
電子メール：mgas@matsue-citygas.jp
◆ガス漏れ等の緊急時は右記までご連絡ください。(連絡先) 電話番号：0852-21-0011 [24時間受付]